

# 在職中の年金の支給停止について

**Q.1** 年金が停止される時はどんな場合ですか？

**A.1** 以下の(1)または(2)の要件に該当するときに停止計算の対象となります。

- (1). 厚生年金保険(公務員、私立学校教職員を含む)に加入する場合。  
(※ 厚生年金適用事業所に勤める70歳以上の方を含む)
- (2). 国会議員・地方議会議員となった場合



※平成27年9月以前の公務員期間に応じて支給される退職共済年金(経過職域加算額)については、公務員在職中である間は全額停止となり、民間企業や私立学校に在職中である間は全額支給されます。

**Q.2** **A.1** の(1)または(2)に該当した場合、共済組合へ届出は必要ですか？

**A.2** (1)に該当した場合

老齢厚生年金・障害厚生年金及び共済年金の受給権者が公務員として再就職した場合には、「年金受給権再就職届書(組合員用)」の届出が必要です。

なお、民間会社や私立学校共済の教職員等に再就職した場合の届出は不要です。

(2)に該当した場合

老齢厚生年金・障害厚生年金及び共済年金の受給権者が議会議員に就任した場合には、「国会議員または地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職支給停止(解除)届」の届出が必要です。



**Q.3** いくら停止になりますか？

**A.3** 65歳未満の方と65歳以上の方では下記のとおり停止額計算式が異なります。下記の計算式を参考にしてください。

65歳未満の方は、年金(基本月額)と賃金(総報酬月額相当額)の合計が28万円を超えた場合、年金の一部または全部が支給停止になります。

▼ 65歳未満の方の年金の支給停止年額

①年金が28万円以下の場合	②賃金が46万円以下のとき	②賃金が46万円を超えるとき
	$\frac{①+②-28万円}{2} \times 12月$	$\left\{ \frac{(46万円+①-28万円)}{2} + (②-46万円) \right\} \times 12月$
①年金が28万円を超える場合	②賃金が46万円以下のとき	②賃金が46万円を超えるとき
	$\frac{②}{2} \times 12月$	$\left\{ \frac{(46万円)}{2} + (②-46万円) \right\} \times 12月$

※複数の老齢厚生年金を有する場合で、上記計算式により計算した結果、支給停止額がある場合は、当該支給停止額をそれぞれの年金額で按分して算出した額に基づき、それぞれの年金から停止することとなります。

65歳以上の方は、年金(基本月額)と賃金(総報酬月額相当額)の合計が46万円を超えた場合、年金の一部または全部が支給停止になります。

▼ 65歳以上の方の年金の支給停止年額

①年金+②賃金が46万円を超えるとき
$\frac{(①+②-46万円)}{2} \times 12月$

①年金(基本月額)

老齢厚生年金<sup>\*1</sup>の年額(加給年金額・経過加算額・繰下げ加算額を除く)の1/12

※注1…複数の老齢厚生年金を有する場合、合算額となります。

②賃金(総報酬月額相当額)

標準報酬月額相当額<sup>\*2</sup>と過去1年間の賞与の総額の1/12の合算

※注2…厚生年金保険法の規定による標準報酬月額